

川西市告示第13号

川西市自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和62年川西市条例第21号）第11条第2項及び第12条第2項の規定に基づき、放置自転車等を保管したので、同条例第13条第1項及び川西市自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則（昭和62年川西市規則第30号）第4条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和8年3月10日

川西市長 越田 謙治郎

記

1. 移動した理由 自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の放置
2. 移動した区域 別紙のとおり
および年月日
3. 保管場所 川西市多田桜木2丁目9番11号
※4月1日以降は「川西市加茂6丁目3番1号」
川西市放置自転車保管センター
4. 保管期間 令和8年4月9日まで
5. 返還時間 月・火・木・金・土曜日
※3月30日及び31日は返還業務を停止
また、4月1日以降の返還は「火・水・金・土」
午前10時から午後5時30分まで
(祝日及び12月29日～1月3日を除く)
6. 返還を受けるための手続
 - (1) 申請場所 川西市多田桜木2丁目9番11号
川西市放置自転車保管センター
 - (2) 持参するもの
 - ア 住所及び氏名を証明するもの
 - イ 自転車等の利用者又は所有者であることを証明するもの
 - ウ 移動費用 自転車1台につき 3,000円
原動機付自転車等1台につき 5,250円
7. 引取りのない場合の措置（処分）

この告示の日から起算して1箇月経過後処分する。
8. 連絡先 川西市放置自転車保管センター
電話 072(793)4510
※4月1日以降 072(756)8908

○移動した区域および年月日

【別紙】

移動した区域	移動台数	年月日
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 原動機付自転車等	2台 1台 令和8年2月5日
矢間2-17-43 地先	自転車 原動機付自転車等	1台 1台 令和8年2月5日
西日本旅客鉄道 川西池田駅周辺	自転車 原動機付自転車等	1台 1台 令和8年2月7日
能勢電鉄 畦野駅周辺	自転車 原動機付自転車等	1台 1台 令和8年2月10日
平野3-18-23 地先	自転車 原動機付自転車等	1台 1台 令和8年2月10日
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 原動機付自転車等	1台 1台 令和8年2月12日
能勢電鉄 多田駅周辺	自転車 原動機付自転車等	1台 1台 令和8年2月16日
能勢電鉄 山下駅周辺	自転車 原動機付自転車等	1台 1台 令和8年2月19日
能勢電鉄 平野駅周辺	自転車 原動機付自転車等	1台 1台 令和8年2月20日
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 原動機付自転車等	1台 1台 令和8年2月24日
花屋敷1-8-19 地先	自転車 原動機付自転車等	2台 1台 令和8年2月24日
阪急電鉄 川西能勢口駅周辺	自転車 原動機付自転車等	1台 1台 令和8年2月26日
	総計(自転車)	14台
	総計(原付自転車)	1台